

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目 次

### 公 告

○保安林の立木皆伐面積の許容限度

(森林保全課)

1

## 公 告

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように公表する。

令和5年2月1日

愛知県知事 大村秀章

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度 (ha)
保安林の種類	単位区域名	
水源かん養保安林	大入川～振草川	329.05
	豊川上流	375.29
	新城地区	282.32
	足助地区	158.85
	豊田地区	9.82
	矢作川下流	15.66
	庄内川～木曽川	73.46
土砂流出防備保安林	大入川～振草川	262.47
	豊川上流	206.37
	新城地区	219.78
	足助地区	116.95
	豊田地区	368.82
	矢作川下流	230.50
	豊川下流	74.20
	渥美地区	16.68
	知多地区	26.28
	庄内川～木曽川	294.15

干害防備保安林	新城地区	1.86
	足助地区	0.66
	矢作川下流	0.62
	豊川下流	1.60
	庄内川～木曽川	1.76
保健保安林	三河地区	60.18
	尾張地区	12.62